

利府町営住宅等整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利府町営住宅条例施行規則（平成10年利府町規則第2号。以下「規則」という。）第1条の2に規定する町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の整備の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅の基準)

第2条 公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号。以下「省令」という。）第8条第2項の措置は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たし、かつ、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うものとする。

2 省令第8条第3項の措置は、評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすものとする。

3 省令第8条第4項の措置は、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすものとする。

4 省令第8条第5項の措置は、評価方法基準第5の4の4-1（3）の等級3の基準及び評価方法基準第5の4の4-2（3）の等級2の基準を満たすものとする。

(住戸の基準)

第3条 省令第9条第3項の措置は、評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあつては、同（3）ロの等級3の基準を満たすものとする。

(住戸内の各部)

第4条 省令第10条の措置は、評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすものとする。

(共用部分)

第5条 省令第11条の措置は、評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。